◎新潟県告示第1254号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第７条第１項の規定により、妙高市の新井農業振興地域（平成10年７月新潟県告示第1316号）、妙高高原農業振興地域（昭和48年７月新潟県公告）及び妙高農業振興地域（昭和49年12月新潟県公告）の区域を次のとおり変更する。

平成24年10月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更した地域の名称

妙高農業振興地域

２　区域

妙高市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第２条第３号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

３　変更年月日

平成24年10月19日